

短期海外留学プログラム誓約書

早稲田大学留学センター所長殿

私は、早稲田大学（以下、本学という）の短期海外留学プログラム（以下、留学プログラム）に出願および参加するにあたり、次の事項を遵守、並びに承諾することに合意します。なお、誓約事項に反した場合は、本学留学生の資格の取消や、本学のサポートを受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 留学プログラムに臨む姿勢

- 1) 留学プログラムの趣旨を十分理解し、留学先機関にて学業に精励すること。
- 2) 参加する留学プログラムの定める講座をすべて履修すること。
- 3) 学業成績が留学先機関の基準を下回る場合等、留学プログラムへの参加中止の措置がとられた場合には、速やかにこれに従うこと。
- 4) 留学プログラム期間中は、本学の学生としての自覚と責任のもと、留学先国の法令・留学先機関および本学の諸規則を遵守し、留学先機関の指導教員・担当者等の指示に従い、留学先国の公序良俗に反する行為は厳に慎むこと。
- 5) 留学プログラム期間中、留学先国における災害・暴動・テロ・事故・疾病・犯罪等による損害および対応処置について、本学およびその関係者に損害賠償やその他一切の責任を負わせないこと。
- 6) 留学プログラム期間中、自らの故意・過失・法令違反・公序良俗に反する行為によって、留学先機関または第三者に対し損害等を与えた場合は、本学に一切責任を問わないこと。また、自らが留学先機関または第三者に与えた損害等により、本学が損害賠償の責を負った場合は、自らの責任において、本学が被った損害を補填すること。

2. 手続き

- 1) 応募選考結果に関して異議を申し立てないこと。また、留学センターは各留学プログラムへの応募倍率や選考結果に関する問い合わせには一切回答できないことを事前に了承すること。
- 2) 留学先国・地域による入国制限を確認し、入国条件（ワクチン接種証明や陰性証明書の提示、自己隔離等の防疫措置）を満たすこと。
- 3) 留学プログラムに関連して求められる全ての提出物は、必ず期限までに提出すること。
- 4) 留学に必要な諸手続き（各種書類の作成、必要な場合にはパスポート/ビザの取得、本学の所属学部・研究科における単位認定等の手続、科目登録、留学費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
- 5) 選考がある留学プログラムについては、書類選考や教職員との面談等を通して、留学プログラムへの参加の是非が判断される場合があることを了承すること。本学の留学プログラム参加者となった後も、留学先機関等の事情によって受入が許可されない場合もあることを了解すること。
- 6) 申込書類提出および留学にかかる所定の費用（研修代金等）支払い完了後は、本学が正当と認める以外辞退できないので、十分理解のうえ出願すること。やむを得ない理由で所定の期限以降に参加を辞退する場合は、辞退理由を問わず、募集要項・プログラムガイドの取引条件説明書の記載に従い、取消料を支払うこと。
- 7) 個人的な事情で留学プログラム日程の変更や、留学プログラムの変更（一時離団・途中離団など）/中止はできないことを了承すること。
- 8) 留学にかかる所定の費用（研修代金等）を定められた期日までに支払うこと。
- 9) 留学にかかる経費を定められた期日までに準備する必要があるため、事前に保護者等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。
- 10) 保護者等とは、学生が学修研究活動を円滑に遂行していく上で、本学と連携し、学生を指導、支援する立場の者であること。

3. プログラムの中止・変更

- 1) 日本政府（主に外務省）が発出する情報等（主に危険情報レベルや感染症危険情報レベル）や留学先国の入国制限の最新状況、および留学先機関の留学プログラム実施形態や参加人数などの状況を踏まえ、本学または留学先機関の判断で、留学プログラムの中止や帰国勧告、もしくは留学プログラム形態の変更（渡航からオンライン等）を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従うこと。
- 2) 上記に伴って発生する取消料、違約金、その他追加費用・準備費用・諸費用（プログラム費用、宿泊費用、渡航費用、企画料金等）等は参加者の負担となり、研修旅行代金の返金もないことを了承すること。

4. 危機管理

- 1) 留学プログラムへの参加が認められた場合には、出発から帰国までの本学指定の海外旅行保険への加入を行い、内容を把握したうえで、十分に活用すること。
- 2) 本学指定の海外旅行保険に加入した場合でも、留学先大学から別途現地保険に加入を求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- 3) 本学指定の海外旅行保険については自宅を出発する日を保険始期日（開始日）とし、自宅に到着する日までを加入期間とすること。
- 4) 留学プログラム期間中は、留学プログラムまたは本学で定める居住先がある場合には、その居住先に滞在し、常に居場所を明確にすること。また、留学先国への入国および日本への帰国の際、各留学プログラムが指定する航空便がある場合は、必ずそれを利用すること。
- 5) 渡航前・渡航中は体調の自己管理に努めること。健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学が指定する保険会社・危機管理対処サービスに相談すること。

- 6) 現地における連絡手段は原則自己手配とする。緊急時に備え、渡航後速やかに現地で日常的に利用する連絡先情報（携帯電話番号）を本学所定フォームより報告すること。
- 7) どの滞在先であっても施錠、貴重品管理を怠らないこと。また、安全面、衛生面などの生活環境は日本と同じではないことを理解すること。
- 8) ホームステイを伴う留学プログラムについては、以下のことについて理解のうえ、申し込みをすること。
 - (1) 滞在国・地域の文化、習慣、風習は日本のそれとは異なること。
 - (2) ホストファミリーの家庭環境は必ずしも同様ではなく、ホストファミリーのライフスタイルや家族構成（ご夫婦が高齢の場合、母子家庭、小さなお子様がいる家庭、同世代の異性のお子様がいる家庭、共働きの家庭、一人暮らしの方等）、人種、食事（ホストファミリーの手作り、冷凍食品、参加者自身での自炊等）、ペットの有無、設備、留学先機関までの通学距離等は、滞在する家庭によって異なること。
 - (3) ホームステイ申込書等に、希望の家庭環境（子どもやペットの有無等）について記述できる場合があっても、必ずしも希望どおりになるわけではないこと。
 - (4) 他の日本人や、同じ留学プログラムに参加する本学の学生、他の国からの学生と同じホームステイ先になることがあること。
 - (5) 「ゲスト（お客様）」として滞在するのではなく、滞在中はハウスルール（家庭内の規則）を尊重して行動すること。
 - (6) 出発前・留学プログラム参加中に滞在先を変更することはできないこと。ただし、受け入れるホストファミリーの諸事情（急用、病気等）によりホームステイ先が出発前・留学プログラム参加中に現地手配側により変更される場合があること。

5. 個人情報の提供

- 1) 留学プログラム運営管理のため、留学センターが留学先機関に個人情報を提供することに同意すること。
- 2) 留学プログラム運営管理、または学生の安全を守るために、留学先機関が取得した成績情報・生活面の個人情報を、留学先機関から本学が提供を受けることに同意すること。
- 3) 危機管理等の理由で、学生本人の了承を得ずに留学センター・所属学部/研究科から保護者等に情報共有をする場合があることに同意すること。
- 4) 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催するイベント等の案内や、留学プログラム説明会へ体験者としての出席依頼等のために利用する場合があることを了承すること。
- 5) 団体航空券が用意・案内される留学プログラムに出願する場合、往復の航空券の仮予約のため、本学がパスポートのコピーと記載の個人情報（氏名・生年月日・性別・パスポート番号・有効期限等）を、航空券を手配する旅行会社・航空会社に必要に応じて提供することに同意すること。
- 6) 留学プログラム運営および緊急時の対応のために、留学プログラム参加に必要な諸手続きにおいて本学・本学指定の保険会社・危機管理対処サービス提供会社・旅行会社・留学先機関に届け出た学生本人および保護者等の情報、ならびに留学期間中の事故等を含む危機管理情報（以下、個人情報という）を、本学・本学指定の保険会社・危機管理対処サービス提供会社・旅行会社・航空会社・関係省庁・在外公館が共有・利用することに同意すること。

6. 奨学金

外務省危険情報レベル・感染症危険情報レベルによっては、政府関係機関・民間・大学等からの奨学金が支給されないケースがあること。

7. 保護者等の同意

上記を含め、募集要項の内容を確認し、保護者等と十分に話し合い、両者の理解の上に留学に申請することを決定していること。

以 上

____年 ____月 ____日

学籍番号 _____

学生氏名 _____

(本人の直筆必須)

保護者等は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

____年 ____月 ____日

保護者等氏名 _____

(保護者等の直筆必須)

署名欄は 2 頁目のみですが、**提出時には必ず 1 頁目・2 頁目両方をご提出ください。**